

単価契約仕様書

消防局総務部施設課

(担当 菱野、石田(真) 電話 075-212-6648)

件 名	(単価契約) 航空燃料(消防局) 第4四半期
形 状 ・ 寸 法	J E T A-1
予 定 数 量	36, 000 L (発注数量は未確定で、実績により増減します。)
契 約 期 間	令和8年1月1日～令和8年3月31日
契 約 条 件	<p>1 下記の納入場所の地下タンクに納入すること。</p> <p>2 1回の発注単位を6, 000 L以上とする。</p> <p>3 発注後3日以内(土日祝日は日数に含まない。)の平日午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間は除く)に納入することとし、納入予定期を事前に通知すること。</p> <p>4 支払方法にあっては、毎月末日締めで集計し、1か月分ごとに支払う。また、当市会計規則等を十分熟知し、担当者の指示に従い請求すること。</p> <p>5 納入時に接続器具等が必要な場合は受注者の責任において用意すること。</p> <p>6 法令等を遵守し、運搬、納入等に伴う事故、問題等については受注者の責任にて解決すること。</p> <p>7 その他細部事項、疑義等があった場合は、担当者と協議すること。</p> <p>8 受注者は、契約締結後速やかに担当者に連絡し、確認を行うこと。</p> <p>9 納入場所 警防課航空隊 (京都市伏見区横大路千両松町)</p> <p>10 予定数量 36, 000 L</p> <p>11 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>12 契約期間中に揮発油税法を始めとする法令改正が講じられた場合であっても契約単価は変更しない。ただし、請求書の請求額については、法令改正により減ずることとなる金額を差し引いて請求すること。 (請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「法令改正により減ずることとなる金額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。) ※「法令改正により減ずることとなる金額」の算定方法等については、本市と受注者の協議により定めることとする。</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。